

## 掲載内容

### 第1章 法人

- 第1 会社
- 第2 公益法人
- 第3 特定非営利活動法人(NPO法人)
- 第4 宗教法人
- 第5 学校法人
- 第6 医療法人
- 第7 社会福祉法人
- 第8 事業協同組合
- 第9 商工組合
- 第10 消費生活協同組合
- 第11 投資事業有限責任組合
- 第12 特定目的会社
- 第13 認可地縁団体

### 第2章 営業

- 第1 酒類販売業・製造業
- 第2 たばこ販売業
- 第3 旅館・ホテル業
- 第4 簡易宿所
- 第5 民泊業
- 第6 旅行業
- 第7 風俗営業
- 第8 インターネット異性紹介事業
- 第9 興行場営業
- 第10 警備業
- 第11 貸金業
- 第12 古物営業
- 第13 クリーニング業

- |                          |                          |           |
|--------------------------|--------------------------|-----------|
| 第14 挥発油販売業<br>(ガソリンスタンド) | 第4 薬局                    | 第13 砂利採取  |
| 第15 高圧ガス                 | 第5 医薬品等の製造・販売            | 第14 屋外広告物 |
| 第16 質屋営業                 | 第6 医師・歯科医師<br>(医師)(歯科医師) | 第15 農地    |
| 第17 食品関係営業               | 第7 診療放射線技師               | 第16 森林    |
| 第18 製菓衛生師                | 第8 薬剤師                   | 第17 宅地造成  |

### 第5章 運輸交通

- 第1 旅客自動車運送事業
- 第2 貨物自動車運送事業
- 第3 貨物利用運送事業
- 第4 自家用自動車
- 第5 タクシー運転者の登録
- 第6 自動車の登録・検査
- 第7 自動車の保管場所
- 第8 自動車損害賠償
- 第9 自動車解体業等
- 第10 駐車場業
- 第11 倉庫業
- 第12 無人航空機(ドローン等)

### 第3章 環境衛生

- 第1 環境アセスメント
- 第2 特定建築物
- 第3 水質汚濁
- 第4 振動
- 第5 騒音
- 第6 毒物・劇物の管理
- 第7 廃棄物の処理・清掃
- 第8 净化槽清掃・浄化槽管理
- 第9 公害防止
- 第10 大気汚染
- 第11 湖沼水質保全
- 第12 自然環境保全
- 第13 建築物衛生管理事業

### 第4章 福祉医療

- 第1 児童福祉
- 第2 老人福祉
- 第3 病院・診療所

### 第7章 外国人

- 第1 出入国管理・難民認定
- 第2 戸籍
- 第3 帰化・国籍取得
- 第4 海外渡航

### 第8章 防災

- 第1 消防・危険物
- 第2 火薬類

### 第9章 知的財産権

- 第1 種苗
- 第2 地理的表示保護
- 第3 著作権
- 第4 半導体集積回路配置利用権
- 第5 特許権
- 第6 税関

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

幅広い依頼に応えるために!!

# 許認可等申請マニュアル

すいせん 東京都行政書士会 会長 常住 豊  
東京行政書士協同組合

編集 許認可等申請研究会  
(代表 伊藤 浩(行政書士))

◆多分野の手続を一書に!

多種多様で広範囲にわたる手続を横断的に掲載しています。

◆必要な情報が一目でわかる!

手続ごとに「書式」「あらまし」「提出先」「提出時期」「添付書類」などの情報をコンパクトに表形式で示しています。

◆実務で参考となる情報を提供!

手続申請における実務上の留意点をadviceとして紹介しています。



★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- さしかえしない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

## 新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒961-3195 仙台市泉区加茂1丁目4番8号  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2021.4)650-1

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

新日本法規出版

f 公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



総合法令情報企業として社会に貢献

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,002頁  
定価 12,100円(本体 11,000円) 送料 730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バイナダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許 第3400925号)

# 内容見本

(B5判縮小)

許認可等の申請が  
必要となる場面を掲  
げてあります。

手続の概要を端的  
にまとめてあります。

適宜、許認可等の手  
続の流れを概観でき  
る「図」を掲載してあ  
ります。

申請の際に必要とな  
る代表的な添付書類  
を列挙してあります。

手続申請における実  
務上の留意点を紹介  
しております。

適宜、記載例を紹介  
しております。

## 第2章 営業 第7 風俗営業

### 第7 風俗営業

#### (風俗営業の許可)

##### ●風俗営業を営もうとするとき

(風営3①・5①～③、風営規1・9・10・別記様式1、風営府令1)

書式	許可申請書
あらまし	風俗営業を営もうとするとき、営業の種別に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会の許可を受けなければならないことを定めた手続です。
提出先	(所轄警察署長を経由して) 都道府県公安委員会
提出時期	風俗営業を営もうとするとき
添付書類	① 営業の方法を記載した書類(風営規別記様式2) ② 営業所の使用権原を有する証明書類(使用承諾書、賃貸借契約書) ③ 営業所の平面図、求積図、照明音響設備図等 ④ 営業所の周囲の略図(半径100mの周辺図) ⑤ 許約書 ⑥ 個人・法人役員全員・管理者の住民票の写し・身分証明書・後見登記のないことの証明 ⑦ 法人登記事項証明書、定款 ⑧ 管理者の身分証明書用写真2枚(縦3.0cm×横2.4cm) ⑨ パチンコ店の場合は、遊技機に係る検定通知書・保証書等の写し

#### advice

- 1 貸借する店舗の前店舗が風俗営業の許可を取得していた場合、返納理由書(廃業届け)の提出がなされているかの確認が必要です。
- 2 転貨物件の場合など、使用権原を有する疎明資料に注意が必要です。
- 3 各都道府県の公安委員会によって、用途証明書、公図、土地・建物の登

## 第2章 営業 第7 風俗営業

記事項証明書等の添付資料に違いがありますので、所轄警察署に確認してください。

4 申請時に、所轄警察署生活安全課への予約が必要かを確認してください。

「役務提供の態様」は、次のように記載します。

特定少数の客の近くに座り、お酌をして談笑したり、客に対して歌うことを推奨し、その客の歌に手拍子を取り、又は客と一緒に歌う。

#### 参考となる記載例

## 第1章 法人 第13 認可地団体

#### ●規約を変更しようとするとき

(自治260の3、自治規22・申請書様式(第22条関係))

書式	規約変更認可申請書
あらまし	認可地団体の規約を変更しようとするとき、総構成員の4分の3以上の同意に基づき、市区町村長の認可を受けてしなければその効力が生じないことを定めた手続です。
提出先	認可地団体の区域を包括する市区町村長
提出時期	変更後の規約につき総構成員の4分の3以上の同意が得られた後に
添付書類	① 規約変更の内容及び理由を記載した書類 ② 規約変更を総会で議決したことを証する書類

#### advice

- 1 規約の必要的記載事項は、地方自治法260条の2第3項に例挙されています。
- 2 添付書類①には、規約変更案、新旧対照表及び変更理由書などが該当します。
- 3 添付書類②には、総会議事録の写しが該当します。

#### ●告示事項を変更したとき

(自治260の2⑩～⑫、自治規19～21・届出書様式(第20条関係))

書式	告示事項変更届出書
あらまし	認可地団体は、告示事項(地方自治法260条の2第10項、同法施行規則19条1項の例挙事由)に変更があったとき、市区町村長に届け出なければならないことを定めた手續です。
提出先	認可地団体の区域を包括する市区町村長
提出時期	告示事項に変更があったとき

## 第5章 運輸交通 第12 無人航空機(ドローン等)

### 第12 無人航空機(ドローン等)

#### ●無人航空機を飛行させようとするとき

(航空132・133の2、航空規236～236の3・236の6・240四十の二・四十の三・240の2①～233①表二)

書式	無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書
あらまし	航空機の飛行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域や、人又は家屋の密集している地域の上空において、無人航空機を飛行させようとするとき、あるいは法が定める飛行の方法によらずに飛行させるとき、国土交通大臣に許可・承認を受けることを定めた手續です。
提出先	飛行地域を管轄する地方航空局又は空港事務所
提出時期	無人航空機を飛行させようとする予定日の10日前まで

#### advice

- 1 空港等周辺や地表・水面から150m以上の空域、人口集中地区的上空で無人航空機を飛行させようとする場合は、許可の手続が必要です。また、無人航空機の飛行許可が不要の空域において、夜間飛行や目視外飛行等の法令に定める飛行の方法によらず飛行させる場合は、承認の手続が必要です。

## 第2章 営業 第5 民泊業

### 第5 民泊業

(家主居住型)

#### ●営業の届出をするとき

(住宅宿3①、住宅宿泊規4・1号様式)

書式	住宅宿泊事業届出書
あらまし	住宅宿泊事業(民泊業)を営むとき、ホストになろうとする者は法令に定められた届出を行なう必要があり、そのうち民泊物件に家主が居住する形態の届出に関する要件を定めた手續です。
提出先	都道府県知事(保健所設置市は市長、特別区は区長) 受付・受理 
提出時期	住宅宿泊事業を開始しようとする日の前日まで

- 1 インターネット経由での電子申請と、紙ベースでの申請があります。  
2 消防法、建築基準法など住宅宿泊事業法以外の法令の適用も関係します。  
申請に当たっては、申請窓口のほか関係法令を所管している部署にも事前

## 第7章 外国人 第1 出入国管理・難民認定

#### (在留資格)

##### ●在留資格を有する外国人が在留資格の変更等をしようとするとき

(入管20・61の9の3、入管規20・別記30号様式)

書式	在留資格変更許可申請書
あらまし	在留資格を有する外国人が在留目的を変更して新たに他の在留資格に該当する活動を行なうとするときに許可を受けることを定めた手續です。
提出先	住居地を管轄する地方入国管理官署 
提出時期	在留資格の変更の事由が生じたときから在留期間満了日前に

- 1 新たに行なう活動内容、所轄機関の区分等に応じて提出する添付書類が異なります。  
2 別個事情がある場合、これまでの在留状況が良くない場合等は特に、「理由書」を別途添付します。

- 3 規定期限の在留資格をもって在留する者の申請については、やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ許可されません。「やむを得ない特別の事情」とは、入國後の事情変更により当初の在留目的が変更したことによる合理的な理由があり、かつ、いったん本邦から出奔して新たな入國手段をとらせるまでなく引き続き本邦在留を認められるのが相当である認められるような事情をいいます。(東京地裁判決19・10・31(平成11))。

- 4 申請時に有する在留資格に伴う在留期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、在留期間の満了後も、処分がされる日又は從前の在留期間の満了の日から2か月を経過する日のいずれか早い日までの間は、引き続き当該在留資格をもって本邦に在留することができます。